

# 要 旨

## 主要立法(翻訳・解説)

### 【ドイツ】ドイツの第二次連邦制改革(連邦と州の財政関係)(1) —基本法の改正

2009年7月31日、連邦と州の財政関係に関する規定を中心とする基本法諸規定の改正法律が公布され、翌日施行された。また、この基本法改正に伴う関連法律である「第二次連邦制改革附属法律」も、8月17日に公布され、一部を除き翌日施行された。これらの立法措置は、2007年3月8日に設置された「連邦と州の財政関係の現代化に関する連邦議会及び連邦参議院の合同調査会」が検討し提案した第二次連邦制改革の諸措置を実現するものであり、連邦と州の財政規律の強化に向けての財政運営の基本原則の変更及び両者の協力の強化による行政の改善等を主な内容とする。これによって、2006年9月施行の基本法改正で実現した第一次連邦制改革(連邦と州の立法権限の再編、連邦の立法に対する連邦参議院の関与権縮小、州の財政権限の自立性の強化等)と併せ、2003年以降連邦の立法機関が取り組んできた連邦制改革がひとまず完了したことになる。

本稿では、立法の背景としての連邦制改革の一連の流れと今回の基本法改正の概要について解説し、基本法改正法の全文を訳出する。なお附属法律については主要部分の翻訳及び解説を次号以降に掲載する予定である。

### 【韓国】韓国「低炭素グリーン成長基本法」 —経済と環境が調和した発展に向けて

李明博大統領は、2008年に新たな国家ビジョンとして「低炭素グリーン成長」を示した。「グリーン成長」とは「温室効果ガスと環境汚染を減らす持続可能な成長」であり、グリーン技術とクリーン・エネルギーで新たな成長力と雇用を創出する新しい国家発展のパラダイムと位置付けられる。同ビジョンに係る各種の政策を効果的に実施できるようにするため、2010年1月13日に低炭素グリーン成長基本法が制定された(同年4月14日施行)。本稿では、関連する諸政策及び法律概要を紹介すると共に、同法の全訳を付す。

### 【ミャンマー】ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与(2)

ミャンマーでは、2008年5月の国民投票を経て、2008年憲法が公布された。同憲法は、国軍の政治的関与を保障する点で特徴的である。本誌先号(241号)において、2008年憲法の解説、並びに前文、第1章、第2章及び第3章の全訳を掲載した。本号においては、同憲法の残りの第4章から第15章までの抄訳を掲載する。

## 主要立法(解説)

### 【各国】海外における生殖補助医療法の現状—死後生殖、代理懐胎、子どもの出自を知る権利をめぐって

生殖補助医療に関しては、2000年と2003年に厚生労働省(旧厚生省)から、二つの報告書が出されているが、国会での生殖補助医療法の審議は進んでいない。本稿では、将来、日本においても生殖補助医療法が立法されることを想定し、そのとき最大の争点となると考えられる「死後生殖」、「代理懐胎」、「子どもの出自を知る権利」を中心に、日本の現況と海外の法制度について概観する。

### 【アメリカ】オバマ政権の国防政策と関連法案の立法動向—2010年度国防授權法

オバマ大統領は、アフガニスタンへの増派などブッシュ前大統領の国防政策から、いくつかの大きな政策転換を打ち出した。連邦議会においては、2010年度国防授權法案や2010年度国防歳出予算法案の審議を通じて、その具体化が図られている。これらの法律では、F-22戦闘機の新規調達中止問題などでは、大統領の要求に従う内容で成立したが、グアantanamo基地テロ容疑者収容施設閉鎖問題では、連邦議会との対立がある。

### 【アメリカ】連邦最高裁判所判事指名・承認手続—ソトマイヨール連邦最高裁判所判事指名・承認をめぐって—

連邦最高裁判所判事の大統領による指名と上院の承認は、他の政治任用と比しても重要度が高いとされている。連邦最高裁判所が違憲審査権を有すること、連邦最高裁判所判事は終身制で長い期間影響力を行使し続けられること等が、その理由である。近年、上院による承認手続が長期化し、大統領も指名にあたり上院の意向をより重視する傾向にある。このように上院の影響力が強まる中、オバマ大統領が初めて指名したラテン系女性であるソニア・ソトマイヨール氏の事例について紹介する。

### 【韓国】韓国における外国人政策の現状と今後の展望—現地調査をふまえて

韓国の外国人政策は、外国人未熟練労働者を正規の労働者として受入れ、国として外国人居住者の社会統合政策を打ち出すなど、ここ数年の間に大きく転換している。試行錯誤する韓国の現状が日本での論議に示唆するものは大きい。ここでは、外国人労働者を雇用するための法律、外国人と共生するための法律、国際結婚による移民を支援するための法律という3つの関連法制の概要とその施行状況について紹介した後、2009年11月に筆者が現地調査により確認した現状と問題点について報告する。さらに、外国人政策に関連し、現在提案されている2つの法律案の概要について紹介する。

### 【オーストラリア】オーストラリア連邦選挙法の改正—政治資金制度改革

オーストラリアの政治資金制度は、主として1918年連邦選挙法に規定されている。その特徴は、政党に対する選挙運動への公費助成及び政治資金の開示・報告義務である。ハワード前政権時代の2006年の法改正が、政治献金透明化の要請に逆行しているとして、労働党は、2007年11月の総選挙における公約で、選挙法改正による政治献金の公開基準額の引下げ等を提案していた。本稿では、現在の制度の基礎となった2006年の法改正を概観した上で、労働党政権が、2008年2月以降議会に提出した政治資金制度改革に関連する4法案を取り上げ、その審議経過、論点等を紹介する。